

○化粧品の効能の範囲について (昭和 36 年 2 月 8 日付薬発第 44 号薬務局長通知 別表第 1)

(最終改正) 平成 23 年 7 月 21 日付薬食発 0721 第 1 号医薬食品局長通知

- | | |
|------------------------------|------------------------------------|
| (1) 頭皮、毛髪を清浄にする。 | (29) 肌を柔らげる。 |
| (2) 香りにより毛髪、頭皮の不快臭を抑える。 | (30) 肌にはりを与える。 |
| (3) 頭皮、毛髪をすこやかに保つ。 | (31) 肌にツヤを与える。 |
| (4) 毛髪にはり、こしを与える。 | (32) 肌を滑らかにする。 |
| (5) 頭皮、毛髪にうるおいを与える。 | (33) ひげを剃りやすくする。 |
| (6) 頭皮、毛髪のうるおいを保つ。 | (34) ひげそり後の肌を整える。 |
| (7) 毛髪をしなやかにする。 | (35) あせもを防ぐ(打粉)。 |
| (8) クシビオリをよくする。 | (36) 日やけを防ぐ。 |
| (9) 毛髪のつやを保つ。 | (37) 日やけによるシミ、ソバカスを防ぐ。 |
| (10) 毛髪につやを与える。 | (38) 芳香を与える。 |
| (11) フケ、カユミがとれる。 | (39) 爪を保護する。 |
| (12) フケ、カユミを抑える。 | (40) 爪をすこやかに保つ。 |
| (13) 毛髪の水分、油分を補い保つ。 | (41) 爪にうるおいを与える。 |
| (14) 裂毛、切毛、枝毛を防ぐ。 | (42) 口唇の荒れを防ぐ。 |
| (15) 髮型を整え、保持する。 | (43) 口唇のキメを整える。 |
| (16) 毛髪の帯電を防止する。 | (44) 口唇にうるおいを与える。 |
| (17) (汚れをおとすことにより)皮膚を清浄にする。 | (45) 口唇をすこやかにする。 |
| (18) (洗浄により)ニキビ、アセモを防ぐ(洗顔料)。 | (46) 口唇を保護する。口唇の乾燥を防ぐ。 |
| (19) 肌を整える。 | (47) 口唇の乾燥によるカサツキを防ぐ。 |
| (20) 肌のキメを整える。 | (48) 口唇を滑らかにする。 |
| (21) 皮膚をすこやかに保つ。 | (49) ムシ歯を防ぐ(使用時にブラッシングを行う歯みがき類)。 |
| (22) 肌荒れを防ぐ。 | (50) 歯を白くする(使用時にブラッシングを行う歯みがき類)。 |
| (23) 肌をひきしめる。 | (51) 歯垢を除去する(使用時にブラッシングを行う歯みがき類)。 |
| (24) 皮膚にうるおいを与える。 | (52) 口中を浄化する(歯みがき類)。 |
| (25) 皮膚の水分、油分を補い保つ。 | (53) 口臭を防ぐ(歯みがき類)。 |
| (26) 皮膚の柔軟性を保つ。 | (54) 歯のやにを取る(使用時にブラッシングを行う歯みがき類)。 |
| (27) 皮膚を保護する。 | (55) 歯石の沈着を防ぐ(使用時にブラッシングを行う歯みがき類)。 |
| (28) 皮膚の乾燥を防ぐ。 | (56) 乾燥による小ジワを目立たなくする。 |

注 1) 例えば、「補い保つ」は「補う」あるいは「保つ」との効能でも可とする。

注 2) 「皮膚」と「肌」の使い分けは可とする。

注 3) ()内は、効能には含めないが、使用形態から考慮して、限定するものである。

化粧品の効能の範囲に関する留意事項

1. 化粧品の効能として表示し、広告することができる事項は、上記に掲げる化粧品の効能の範囲とし、かつ当該製品について該当する効能の範囲であること。
2. 上記に掲げる効能以外に「化粧くずれを防ぐ」、「小じわを目立たなく見せる」、「みずみずしい肌に見せる」等のメイキャップ効果及び「清涼感を与える」、「爽快にする」等の使用感等を表示し、広告することは事実に反しない限り認められるものである。
3. 上記(56)の効能を標ぼうするにあたっては、「化粧品の効能の範囲の改正に係る取扱いについて」(平成 23 年 7 月 21 日薬食審査発 0721 第 1 号・薬食監麻発 0721 第 1 号 2 課長通知)により取り扱うこと。